

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>（自己資本費用）</p> <p>第九条</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 前項のβは、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。</p>	<p>（自己資本費用）</p> <p>第九条</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十七年四月一日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十七年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお従前の例による。

（検討）

3 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則第九条第四項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新

（移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値）

第三条 規則第九条第四項に規定する移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値は、次の表の左欄に掲げる接続料を算定する事業者の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により算定した値とする。

旧

（新設）

接続料を算定する事業者	算定の方法	
株式会社NTTドコモ	<p>次の方法により算定したβ</p> $\beta = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_d - \bar{\Delta x})(\Delta m_d - \bar{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \bar{\Delta m})^2}$ $\Delta x_d = \frac{x_d - x_{d \text{の前取引日}}}{x_{d \text{の前取引日}}$ $\bar{\Delta x} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_d}{ds \text{の要素数}}$ $\Delta m_d = \frac{m_d - m_{d \text{の前取引日}}}{m_{d \text{の前取引日}}$ $\bar{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{の要素数}}$ <p>ds：当該βを算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前3年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日 x_d：株式会社NTTドコモの東京証券取引所における株価の取引日dの最終価格（取引日から期待自己資本利益率算定年度の最終日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度の最終日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格） m_d：東証株価指数の取引日dの最終価格</p> <p>次の方法により算定したβ</p> $\beta = \frac{1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}}{1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}} \cdot \beta_0$ <p>D_{net}：事業者の期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債（有利子負債から現金及び預金を減</p>	
株式会社NTTドコモ以外の電気通信事業者		

	<p>じたもの又は0のいずれか高い方。以下同じ。）</p> <p>E：事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産 T：事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率 D_{neto}：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債 E_0：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純資産 T_0：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率 β_0：前欄に掲げる株式会社NTTドコモのβ</p>	
2	<p>前項の算定に用いる、資産、負債及び純資産の額は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）に基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるものに限る。</p>	

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：Mbps)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

- 注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。
- 2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。
- 3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 4 「当該機能による使用回数」は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が 1 度使用される場合は「1」のように記載すること。
- 5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 6 注 2 から注 5 までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。
- 7 接続料単価の「計」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に交換する式を備考欄に記載すること。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

- 注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 MN P 転送機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：秒)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

- 注 1 「MN P 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。
- 2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。
- 3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 4 「当該機能による使用回数」は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が 1 度使用される場合は、「1」のように記載すること。
- 5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 6 注 2 から注 5 までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

2 MN P 転送機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

- 注 「MN P 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：回数)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

- 注 1 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。
- 2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。
- 3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 4 「当該機能による使用回数」は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が 1 度使用される場合は、「1」のように記載すること。
- 5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 6 注 2 から注 5 までによることが困難である場合には、その理由及び実際にを行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

- 注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

	固定資産除却費																		
	通信設備使用料																		
	租税公課																		
	計																		
利潤 (単位：円)																			
需要 (単位：秒)																			
(原価＋利潤) ÷ 需要																			
当該機能による使用回数																			
接続料単価																			
備考																			

注 1 同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

2 (1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じて、「需要」の欄は、通信時間を記載すること。

3 「需要」の欄は、通信時間を記載すること。

4 設備区分ごとの欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「接続に係る役割による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

5 「当該機能による使用回数」は、当該機能に係る役割で当該設備区分が1度使用される場合は「1」のように記載すること。

6 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備区分ごとの値を合計したものを記載すること。

7 「当該機能による使用回数」及び「接続料単価」の欄は、設備の使用の態様を考慮して複数の役割種別ごとの接続料を設定する場合は、当該役割種別ごとに記載すること。

8 注4から注7までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

	固定資産除却費																		
	通信設備使用料																		
	租税公課																		
	計																		
利潤																			
需要																			
接続料 (相当額)																			

注 1 同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

2 (1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じて、「需要」の欄は、通信時間を記載すること。

様式第 17 の 4 の 7 (第 23 条の 9 の 3 関係)

機能別運転資本計算表 (レポートベースの運転資本の算定)		音声伝送機能の交換に係る本額の額	データ交換機能に係る本額の額	MNP転送機能に係る本額の額	SMS交換機能に係る本額の額
運転資本 (年額)					
接続料原価					
—) 減価償却費					
—) 固定資産除却費					
—) 租税公課					
小計					
接続料の収納までの平均的な期間					
運転資本 (期間額)					

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

- 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。
- 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 2 (データ交換伝送機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。
- 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の該当する欄の値を記載すること。
- 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

様式第 17 の 4 の 7 (第 23 条の 9 の 3 関係)

機能別運転資本計算表 (レポートベースの運転資本の算定)		音声伝送機能の交換に係る本額の額	データ交換機能に係る本額の額	MNP転送機能に係る本額の額	SMS交換機能に係る本額の額
運転資本 (年額)					
営業費					
—) 減価償却費					
—) 固定資産除却費					
—) 租税公課					
小計					
接続料の収納までの平均的な期間					
運転資本 (期間額)					

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

- 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。
- 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 2 (データ交換伝送機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。
- 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の該当する欄の値を記載すること。
- 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三の規定に基づき、様式を次のように定める。
平成二十九年二月〇〇日

電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。

総務大臣 山本 早苗

項目	原価及び利潤の前々算定期間の β		原価及び利潤の前算定期間の β		原価及び利潤の算定期間の β	
	開始日	終了日				
ds						
β_0						
D_{net0} (単位：円)						
E_0 (単位：円)						
T_0						
$1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}$						
D_{net} (単位：円)						
E (単位：円)						
T						
$1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}$						
β						

- 注 1 「 β 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）第 9 条第 4 項に規定するものをいう。
- 2 「ds」は、 β を算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下、「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前 3 年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日とする。
- 3 「ds」及び「 β 」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。
- 4 「 β_0 」は、 β の算定に用いた、株式会社 NTT ドコモの β とする。
- 5 「 D_{net0} 」、「 E_0 」、「 T_0 」、「 D_{net} 」、「 E 」及び「 T 」の項は、様式第 2 により算定された値を用いること。

項目	数値			
株式会社 NTT ドコモ	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
		合計		
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
		合計		
	平均値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
		合計		
事業者	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
		合計		
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
		合計		
	平均値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
		合計		
法定実効税率 (T ₀)				
法定実効税率 (T)				

注1 株式会社 NTT ドコモ以外の事業者が作成すること。

- 2 原価及び利潤の算定期間、原価及び利潤の前算定期間並びに原価及び利潤の前々算定期間ごとに作成すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

新	旧
<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄚ) ㇰ</p> <p>事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づき接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。</p> <p>総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解釈に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7まで及び平成29年総務省告示第○号に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。</p>	<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄚ) ㇰ</p> <p>事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づき接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。</p> <p>総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解釈に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。</p>
<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄚ) ㇰ (a)</p> <p>自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条及び二種接続料告示第3条において、次のとおり規定されている。</p> <p>(略)</p>	<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄚ) ㇰ (a)</p> <p>自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条において、次のとおり規定されている。</p> <p>(略)</p>
<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄚ) ㇰ (a) d)</p> <p>βは、移動電気通信事業に係るリスク及び二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。</p> <p>二種接続料告示第3条に基づき、当該総務大臣が別に定める値は、接続料を算定する事業者の別に応じ、以下の方法により算定した値とする。</p>	<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄚ) ㇰ (a) d)</p> <p>βは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。</p>

接続料を算定する事業者	算定の方法	
株式会社NTTドコモ	<p>次の方法により算定した β</p> $\beta = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_d - \bar{\Delta x})(\Delta m_d - \bar{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \bar{\Delta m})^2}$ $\Delta x_d = \frac{x_d - x_{d \text{の前取引日}}}{x_{d \text{の前取引日}}}$ $\bar{\Delta x} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_d}{ds \text{の要素数}}$ $\Delta m_d = \frac{m_d - m_{d \text{の前取引日}}}{m_{d \text{の前取引日}}}$ $\bar{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{の要素数}}$ <p>ds : 当該 β を算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度 (以下「期待自己資本利益率算定年度」という。) 以前 3 年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日</p> <p>x_d : 株式会社NTTドコモの東京証券取引所における株価の取引日 d の最終価格 (取引日から期待自己資本利益率算定年度の最終日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度の最終日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格)</p> <p>m_d : 東証株価指数の取引日 d の最終価格</p> <p>次の方法により算定した β</p> $\beta = \frac{1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}}{1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}} \cdot \beta_0$	
株式会社NTTドコモ以外の電気通信事業者	<p>D_{net} : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純有利</p>	

<p>子負債（有利子負債から現金及び預金を減じたもの又は0のいずれか高い方。以下同じ。）</p> <p>E：事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産</p> <p>T：事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率</p> <p>D_{net0}：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債</p> <p>E_0：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純資産</p> <p>T_0：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率</p> <p>β_0：前欄に掲げる株式会社NTTドコモのβ</p>	<p>上記算定に用いる、資産、負債及び純資産の額は、それぞれ接続会計規則に基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるもの（接続会計の貸借対照表上で社債、借入金及びリース債務に該当することが客観的に明らかに記載されたもの）に限る。</p>